

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
13	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
14	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
15	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
16	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
17	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
18	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
19	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
20	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
21	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
22	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
23	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
24	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
25	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
26	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
27	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

63.5mm

111.8mm

55.8mm

125mm

継続検査(車検)を申請される方へ

この継続検査用納税証明書は、軽自動車等の継続検査において検査証の交付を受けようとするときに必要となりますので、検査証と一緒に大切に保管してください。
 なお、この証明書は自動車検査証の交付以外には使用することができません。

- 継続検査対象車両で有効期限欄に「*」のあるものについては、未納分がありますので、本年度分および以前の未納金を納付した領収証書を持参のうえ、市役所市民税課で納税証明書(継続検査用)の交付を受けてください。
- 原動機付自転車、軽二輪、小型特殊自動車をお持ちのかたは、この納税証明書は不用です。

1. 賦課の根拠

この税金は、地方税法第442条～第446条及び茨木市市税条例第100条～第105条の規定に基づき、毎年4月1日現在の所有者(又は使用者)に課税されます。

2. 審査請求

この納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。

この納税通知書の税額の決定の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告として(茨木市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前述の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

3. 期間内に納めましょう

納期限までに税金を納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

コンビニエンスストア収納について

コンビニエンスストア収納は、茨木市から委託を受け収納代行(株)NTTデータが収納代行事務を行っています。また、コンビニエンスストアは、収納代行(株)NTTデータの委託により代理受領を行っています。

[問い合わせ先]

- ・課税内容について (代表) 072-622-8121
市民税課諸税係 (直通) 072-620-1614
- ・納付について (収納確認等) 収納課収税係 (直通) 072-620-1616

◎ 納付場所

- 茨木市指定金融機関内取扱場所 (市役所本庁内)
- 下記の金融機関の本店又は支店

三菱UFJ銀行	りそな銀行
三井住友銀行	みずほ銀行
滋賀銀行	関西みらい銀行
池田泉州銀行	京都銀行
三井住友信託銀行	大正銀行
みなと銀行	北おおさか信用金庫
大阪信用金庫	尼崎信用金庫
近畿労働金庫	大阪シティ信用金庫
茨木市農業協同組合	近畿産業信用組合
北大阪農業協同組合	京都信用金庫

 (平成31年4月1日現在) (順不同)
- 近畿2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県)内の各ゆうちょ銀行・郵便局
 ※ただし、納付期限を過ぎると取扱いできません。

- 下記のコンビニエンスストア

くらしハウス	コミュニティ・ストア
スリーエイト	生活彩家
セブン-イレブン	デイリーヤマザキ
ファミリーマート	ポプラ
ミニストップ	ヤマザキデイリーストアー
ローソン	

 (50音順)
- その他MMK(マルチメディアキオスク)設置店

[注意] 以下の場合は、コンビニエンスストアでの納付はできません。
 ・金額を訂正した場合
 ・バーコードの読み取りができない場合
 ・バーコードの印字がない場合
 ・納付額が30万円を超える場合

経由する金融機関はこの枠に押印してください。